

## 08 文部科学省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
										立案事務官管理			
0820010	学年の始期終期に関する取扱いについて	学校教育法施行規則第67条、第59条、第103条第1項及び第3項、第104条第1項及び第3項 単位制高等学校教育規程第3条	高等学校の学年は4月1日に始まり、3月31日に終わるものとされています。 したがって、学年による教育課程の区分を把握するにあたっては、各学年における学年区分と併せて、学年による入学区分も考慮する必要があります。 高等学校については、これに準じ、学年の区分に沿って入学することを可能とする。		私たちは、日本で初めての全寮制インターナショナルスクールの設立を目指しています。2013年開校予定の「経井zinインターナショナルスクール」は、高校1～3年生の男女を教育することができる、世界中の優秀な学生を受け入れられる学校として、全寮制で運営する予定です。また、アジア圏からの留学生を積極的に受け入れる予定であり、1学年50名程度の入学者のうち、30～40名程度は留学生となる予定です。また、留学生の受け入れによって、一定の収容位置を確保している。	高等学校は4月から翌3月を一年生とすると規定されているが、より多くの留学生や帰国子女を受け入れることができるように、9月から翌8月を一年生とすることを可能とする。	D	高等学校においては、多様な生徒の個に応じた教育課程の選択を促進し、生徒の選択の幅を拡大する観点から、学生による教育課程の区分を把握するにあたっては、各学年における学年区分と併せて、学年による入学区分も考慮するべきである。(学年区分と併せて、学年による入学区分も考慮する) (学年区分と併せて、学年による入学区分も考慮する)	1 0 0 1 0	経井zinインターナショナルスクール設立財团	東京都	文部科学省	
0820020	専修学校の設置認可権者の追加	学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項	専修学校的設置は、私立の専修学校にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。		当社にて1991年設立・運営中の日本語教育機関NIPON語学院（財团法人・日本語教育学会2012年認定校）について、世界14カ国、340人の留学生を有する都市型大規模の日本語学校であり、設置者である経営者はNIPON（政府登録商標登録料金）は、背景に経営地を有する地元の経済社会に貢献するよう努め独自の特徴と日本語学校ならではの特徴を持つ専修学校を目指す。運営者は、NIPON（政府登録商標登録料金）は、世界中の日本人を対象とした専修学校として、日本語を教えることを目的とする専修学校を設立し、私立の専修学校にあっては、都道府県知事が認可できず、中核市以上の都市規模を有する都市の市長認可まで広げる。		現行制度上、専修学校は、学校法人又は準学校法人に限らず、株式会社であっても設置することが可能となっている。ご提案理由にある、専修学校的設置者は学校法人立が望ましい、といふ規制については、現行規制ではなく都道府県による規制であると考える。	1 0 2 5 0 1 0	株式会社 株高ロイヤルホテル	群馬県	文部科学省		
0820030	地方自治体の基準部局が一元的に教育委員会評価を行う	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条によると、教育委員会は、その区域の教育行政の運営に係る事務の全部を掌理する。教育委員会の状況について、外部の監視経験者の意見も用いしつつ、直接、評議を行ふこととするなどによつて、教育委員会が其の主たる任務を果すことを期して、教育委員会の運営に係る監視を実施する。	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条によると、教育委員会は、その区域の教育行政の運営に係る事務の全部を掌理する。教育委員会の状況について、外部の監視経験者の意見も用いしつつ、直接、評議を行ふこととするなどによつて、教育委員会が其の主たる任務を果すことを期して、教育委員会の運営に係る監視を実施する。	C	若狭部局による自治体の施設全般に関する評価の一環として教育委員会自らが評価を行うことは委員会の立場から見て問題ないが、教育委員会が自らが評価を行うことは、公費負担によるものではない。一方、県道は学校法人立が望ましくは、株式会社立が望ましくはない。このようにして、都道府県の判断により、市町村が実施することができる。現行制度上でも、都道府県の判断により専修学校的設置認可を市町村においては、市町村は市町村の立場からして、その市町村の専修学校の運営に係る監視を実施する事務を市町村において適切に実施できる体制があること等を確認する必要があると考える。	1 0 3 5 0 0 1 0	地方行革の会	東京都	文部科学省			
0820040	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」	現在、獣医学部・学科の入学定員については、現行の実施規模により獣医師を供給すれば、必要な獣医師を満たすとの考え方につき御説明を行っています。	(具体的な事業の実施内容) 西日本には医療獣医師はほぼ不足しているとの農林水産省の見解(直近では「財務省の需給に関する検討報告書」(平成19年3月31日))を踏まえ、文部科学省では、獣医学部の新規開設、入学定員増加について抑制計画とさせていた。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医学部の設置の地域解説	F	文部科学省においては、獣医学教育に関する調査研究協力会議を開催し、本年3月に報告書を致しましたところ、報告書では、新成長戦略におけるライフ・イノベーションの実現に向けた取組の動向や、報告書で提言された改革の実現を含めて、獣医学部の在り方を引き継ぐべき方向性を示すとともに、文部科学省では、引き続き獣医学部の在り方について検討していくこととしている。	1 0 3 5 0 1 0	今治市、愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省		

08 文部科学省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xls